

第九十六回国会
衆議院
地方行政委員會
議錄第十八号

昭和五十七年八月十七日(火曜日)
午後二時十五分開議

出席委員

委員長 中山 利生君

理事 工藤 巖君

理事 宮下 創平君

理事 佐藤 敬治君

理事 青山 丘君

理事 白井日出男君

理事 片岡 清一君

理事 左藤 惠君

理事 中村 修一君

理事 加藤 弘海君

理事 加藤 万吉君

理事 三谷 秀治君

委員外の出席者

自治大臣官房文書広報課長

自治省行政局行政課長

地方行政委員会調査室長

岡田 純夫君

柳 克樹君

中島 忠能君

中馬 弘毅君

田島 衛君

中馬 弘毅君

田島 衛君

中馬 弘毅君

田島 衛君

中馬 弘毅君

田島 衛君

中馬 弘毅君

田島 衛君

中馬 弘毅君

田島 衛君

中馬 弘毅君

田島 衛君

中馬 弘毅君

田島 衛君

中馬 弘毅君

同日

宇野 宗佑君

根本龍太郎君

古井 喜實君

竹中 修一君

同日

渡部 一郎君

武田 一夫君

同日

加藤 万吉君

小野 信一君

同日

加藤 万吉君

小野 信一君

同日

加藤 万吉君

小野 信一君

同日

加藤 万吉君

小野 信一君

同日

加藤 万吉君

小野 信一君

同日

加藤 万吉君

小野 信一君

同日

加藤 万吉君

小野 信一君

同日

加藤 万吉君

小野 信一君

同日

加藤 万吉君

小野 信一君

同日

加藤 万吉君

小野 信一君

補欠選任

池田 淳君

白井日出男君

竹中 修一君

同日

武田 一夫君

同日

加藤 万吉君

小野 信一君

同日

加藤 万吉君

小野 信一君

同日

加藤 万吉君

小野 信一君

同日

加藤 万吉君

小野 信一君

同日

加藤 万吉君

小野 信一君

同日

加藤 万吉君

小野 信一君

同日

加藤 万吉君

小野 信一君

同日

加藤 万吉君

小野 信一君

同日

加藤 万吉君

小野 信一君

同日

加藤 万吉君

小野 信一君

同日

加藤 万吉君

佐恵美君紹介(第四〇七〇号)

同(三谷秀治君紹介)(第四〇七一号)

高松増設のため地方財政制度改善に関する請願(榎利夫君紹介)(第四〇七二号)

七月一日

地方自治の強化に関する請願(川俣健二郎君紹介)(第四二〇八号)

同月十四日

有體損傷者に対する地方行政改善に関する請願(佐藤謙君紹介)(第四三三五号)

身体障害者の自動車運転免許証に付される重量制限廃止等に関する請願(佐藤謙君紹介)(第四三三六号)

留置施設法案の反対に関する請願(横山利秋君紹介)(第四四一〇号)

同月二十一日

留置施設法案の反対に関する請願(岩佐恵美君紹介)(第四四三三三号)

同(金子満広君紹介)(第四四三三六号)

同(栗田翠君紹介)(第四四三七七号)

同(小林政子君紹介)(第四四三八八号)

同(榎利夫君紹介)(第四四三九号)

同(榎崎博義君紹介)(第四四四〇号)

同(辻第一君紹介)(第四四四一号)

同(中路雅弘君紹介)(第四四四二二号)

同(中島武敏君紹介)(第四四四三三三)

同(不破哲三君紹介)(第四四四四四四)

同(藤原ひろ子君紹介)(第四四四五五五)

同(松本善明君紹介)(第四四五六六六)

同(三谷秀治君紹介)(第四四四七七七)

同(養輪幸代君紹介)(第四四四八八八)

同(渡辺貢君紹介)(第四四四九九九)

同(山花貞夫君紹介)(第四四五二二二)

同月二十九日

地方自治体の財政改善に関する請願(三谷秀治

君紹介)(第四五九七号)

同(養輪幸代君紹介)(第四五九八八八)

留置施設法案の反対に関する請願(不破哲三君紹介)(第四五九九九号)

同(松本善明君紹介)(第四六〇〇〇号)

同(広瀬秀吉君紹介)(第四七〇九号)

地方事務官制度廃止に関する請願(近藤元次君紹介)(第四七三三三三)

八月九日

行政事務・権限の大幅地方移譲等に関する請願(井出一太郎君紹介)(第四八二六六六)

同(串原義直君紹介)(第四八二七七七)

同(倉石忠雄君紹介)(第四八二八八八)

同(小坂善太郎君紹介)(第四八二九九九)

同(清水勇君紹介)(第四八三〇〇〇)

同(下平正一君紹介)(第四八三一一一)

同(中村茂君紹介)(第四八三二二二)

同(羽田孜君紹介)(第四八三三三三)

同(林百郎君紹介)(第四八三四四四)

同(宮下創平君紹介)(第四八三五五五)

同月十三日

留置施設法案の反対に関する請願(細谷治嘉君紹介)(第五一一五五五)

同(岩佐恵美君紹介)(第五一一五五五)

同(三谷秀治君紹介)(第五一一五五五)

同(五十嵐広三君紹介)(第五一一五五五)

行政事務・権限の大幅地方移譲等に関する請願(唐沢俊二郎君紹介)(第五一一五五五)

同月十四日

留置施設法案廃案に関する請願(青山丘君紹介)(第五二二二二)

同(井岡大治君紹介)(第五二二二二)

同(小川省吾君紹介)(第五二二二二)

同(加藤万吉君紹介)(第五二二二二)

同(金子みつ君紹介)(第五二二二二)

同(金子みつ君紹介)(第五二二二二)

同(金子みつ君紹介)(第五二二二二)

同(金子みつ君紹介)(第五二二二二)

同(金子みつ君紹介)(第五二二二二)

同(金子みつ君紹介)(第五二二二二)

同(金子みつ君紹介)(第五二二二二)

同(金子みつ君紹介)(第五二二二二)

同(金子みつ君紹介)(第五二二二二)

同(金子みつ君紹介)(第五二二二二)

とするともに、行政書士が、他の都道府県の区域内に事務所を移転しようとするときは、登録を移転するものとする」といたしております。

第四は、経過措置として、この法律の施行の際現に行政書士である者及び旧行政書士試験に合格した者は、改正後の行政書士法の規定による行政書士となる資格を有するものとみなすとともに、行政書士でこの法律の施行の日において行政書士会の会員でないものは、この法律施行後六月を経過する日までに行政書士会の会員とならなかつたときは、その登録を抹消されるものとする」といたしております。

以上が、本起草案の趣旨及び内容であります。何とぞ全会一致で御賛同あらんことをお願い申し上げます。

なお、この際、一言つけ加えます。ただいまの理事会において、次のような合意事項がなされたので、御報告申し上げます。

一、行政書士試験を国家試験とすることは、今日の許可事務などを地方に分散化しようとする流れから見て問題がある。当面、他の類似試験との均衡から本改正はやむを得ないとしても、近い将来、この種試験については全体的な見直しを行い、分散化に努めるべきである。

二、行政書士会の登録即入会制度への移行は、一つの行政書士会に即必入会を義務化することになり、個人の尊重と結社の自由から見て問題がある。類似する他の会との均衡から本改正はやむを得ないとしても、特に民主的な会の運営を図るよう十分な配慮がなされるべきである。

以上であります。

行政書士法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○中山委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。お諮りいたします。

行政書士法の一部を改正する法律案起草の件につきましては、お手元に配付の草案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中山委員長 起立総員。よって、さよう決しました。

なお、本法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中山委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次回は、明後十九日午後一時理事会、午後二時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時二十二分散会

行政書士法の一部を改正する法律案

行政書士法の一部を改正する法律案

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（資格）

第一条 次の各号の一に該当する者は、行政書士となる資格を有する。

- 一 行政書士試験に合格した者
- 二 弁護士となる資格を有する者
- 三 弁理士となる資格を有する者
- 四 公認会計士となる資格を有する者
- 五 税理士となる資格を有する者
- 六 国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間がこれを通算して二十年以上（次条第一号に該当する者にあつては十七年以上）になる者

第四条を次のように改める。

（行政書士試験）

第四条 行政書士試験は、自治大臣が、毎年一回以上行う。

2 行政書士試験は、行政書士の業務に必要知識及び能力について行う。

3 自治大臣は、行政書士試験の施行に関する事務を都道府県知事に委任するものとする。

4 行政書士試験を受けようとする者は、政令で定めるところにより、試験手数料を当該都道府県に納めなければならない。

5 前四項に規定するもののほか、試験の科目、受験手続その他行政書士試験に関し必要な事項は、都道府県規則で定める。

第六条第一項中「その資格を有する」を「その事務所を設けようとする」に改め、同条第五項を削る。

第六条の四中「第六条第一項」の下に「（次条第三項において準用する場合を含む）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（登録の移転）

第六条の五 行政書士は、他の都道府県の区域内に事務所を移転しようとするときは、当該都道府県の区域内に設立された行政書士会に対し、登録の移転の申請をしなければならない。

2 行政書士会は、前項の規定による登録の移転の申請を受け、行政書士名簿に登録したときは、自治省令で定めるところにより、当該申請者が従前登録を受けていた行政書士会に通知しなければならない。

3 第六条第一項及び第三項並びに第六条の三第二項及び第三項の規定は、前項の規定による登録について準用する。

第七条の見出し中「抹消」を「抹消」に改め、同条第一項中「左の」を「次の」に、「抹消」を「抹消」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 他の行政書士会において前条第二項の規定による登録を受けたとき。

（入会及び退会）

第十六条の五 行政書士は、第六条の二第二項又は第六条の五第二項の規定による登録を受けた時に、当然、当該登録を受けた行政書士会の会員となる。

2 行政書士は、第七条第一項各号の一に該当するに至つたとき又は同条第二項の規定により登録を抹消されたときは、その時に、当然、その所属する行政書士会を退会する。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、昭和五十八年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この法律施行の際現に行政書士である者及びこの法律による改正前の行政書士法第四条の規定による行政書士試験に合格した者は、この法律による改正後の行政書士法（以下「新法」という）第二条の規定による行政書士となる資格を有するものとみなす。

3 行政書士でこの法律の施行の日において行政書士会の会員でないものは、同日から起算して六月を経過する日までに登録を受けた行政書士会に入会届を提出して当該行政書士会の会員となることのできるものとし、当該六月を経過する日までに当該行政書士会の会員とならなかつたときは、その翌日において新法第七条第一項第三号に該当することとなつたものとみなし、同項の規定を適用する。

理 由

行政書士制度の実情等にかんがみ、その改善を図り、行政書士業務の適正化に資するため、行政書士となることのできる資格要件の引上げ、行政書士試験制度の改善、行政書士会への入会制度の整備等を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方行政委員会議録第二号中正誤		同 第十号中正誤	
ベジ 段行 誤	正	ベジ 段行 誤	正
三 一 三 地方公付税法	地方交付税法	一 一 三 地崎字三郎	地崎字三郎
同 第三号中正誤		二 四 三 三三%	二三%
ベジ 段行 誤	正	同 第十一号中正誤	
三 一 一 五 おるのです。	おるのです。	ベジ 段行 誤	正
三 二 一 九 スプリングラー	スプリングラー	五 三 七 国資	国費
三 一 七 一 七 でひ	ぜひ	同 第十二号中正誤	
同 第五号中正誤		ベジ 段行 誤	正
ベジ 段行 誤	正	一 二 一 二 西崎清久君	西崎清久君
六 二 五 絶体的	絶対的	三 一 三 八 西崎説明員	西崎説明員
同 第六号中正誤		四 一 二 四 西崎説明員	西崎説明員
ベジ 段行 誤	正	七 一 一 〇 借り入れ	借り入れ
七 四 三 御怒力	御努力	同 第十三号中正誤	
二 四 三 御怒力	御努力	ベジ 段行 誤	正
二 四 三 御怒力	御努力	五 二 五 一 ホテル・ニュー	ホテル・ニュー
二 四 三 御怒力	御努力	同 第十四号中正誤	
二 四 三 御怒力	御努力	ベジ 段行 誤	正
二 四 三 御怒力	御努力	二 二 三 盗み取り	盗み撮り
二 四 三 御怒力	御努力	三 一 八 不愉快	府議会
同 第七号中正誤		同 第十六号中正誤	
ベジ 段行 誤	正	ベジ 段行 誤	正
五 三 三 というという	という	六 二 六 勢務	勤務
二 三 三 三 継続農地	継続農地	八 三 三 やついく	やつていく
二 一 七 定安的	安定的	九 一 八 人っている	入っている
同 第九号中正誤		同 第十七号中正誤	
ベジ 段行 誤	正	ベジ 段行 誤	正
五 二 一 〇 できなかった	できなかった	二 二 八 であるます	であります
三 三 三 規準	基準	七 三 三 減額措置	減額措置

昭和五十七年八月二十三日印刷

昭和五十七年八月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C